

名古屋市農業委員会 令和8年第2回総会 議 事 録

1 開催日時 令和8年2月20日（金） 開始：午後2時00分、終了：午後2時36分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第10号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第11号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第12号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況について

(5) その他

(6) 閉会

令和8年第2回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15名）

		2番	成田秋義 委員
3番	山口幸江 委員	4番	近藤正俊 委員
5番	福島茂俊 委員	6番	木村幸廣 委員
7番	川本美幸 委員	8番	箕浦基伸 委員
9番	布目巳佐子 委員	10番	二村新一 委員
11番	横井昭男 委員	12番	熊澤政巳 委員
13番	清水久一 委員	14番	安井勝春 委員
15番	安井秀樹 委員	16番	横井庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

17番	久野隆博 委員	18番	山口儀明 委員
19番	若松邦義 委員	20番	石田正彦 委員
21番	松原道直 委員	22番	加藤新一 委員
23番	安井正敏 委員	24番	横井慎一 委員
25番	木村正男 委員	26番	神野貞雄 委員
27番	竹川孝司 委員		

令和 8 年第 2 回総会（令和 8 年 2 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年第 2 回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和 8 年第 2 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 10 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 12 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」までの 3 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 11 人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、横井庸一郎委員及び川本美幸委員の両委員をお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第10号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

本議案には、熊澤政巳委員ご本人に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第12条に規定する「議事参与の制限」のため熊澤政巳委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号3-5について、11番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）
委員

受付番号3-5の農地につきましては、2月3日に安井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

譲渡人が営農規模縮小を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため、本農地の取得を希望しています。

申請地である中川区水里三丁目の1筆の田は、水稻収穫後の耕作準備中であり、良好に管理されておりました。また、譲受人世帯の経営農地はすべて良好に管理されており、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

以上につきまして、許可することについて問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-13 について、14 番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）
委員

受付番号 4-13 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、2 月 5 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、譲受人へ、農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。

申請地の港区新茶屋三丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態でした。

なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、肥培管理されていることを確認しました。

以上、調査の結果、許可をするについて、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-14 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-14 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、2 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、従弟へ、農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。

申請地の港区藤高四丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態でした。

なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認

認したところ、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 10 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 10 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 11 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

本議案には、松原道直委員ご本人に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第 12 条に規定する「議事参与の制限」のため松原道直委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-46 について、2 番、成田委員、お願いいたします。

成田委員 受付番号 1-46 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、2 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-46 の願い出の農地には、洋ランやブドウ、ミカ

ン、エンドウマメ、タマネギなどが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-47 について、17 番、久野委員、お願いいたします。

久野委員

受付番号 1-47 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、2 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-47 の願い出の農地には、ブロッコリーやダイコン、ソラマメ、タマネギなどが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-48 から 1-52 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号 1-48 から 1-52 の 5 件の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、2 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

はじめに受付番号 1-48 の願い出の農地について、菅田一丁目の 1 筆の農地はウメが栽培されていきました。菅田三丁目の 1 筆の農地は収穫後で耕作準備中でした。

いずれも肥培管理は良好で、願出者自らが農業経営を行っていることを確認しております。

次に受付番号 1-49 及び 1-50 の願い出の農地について、こちらの申請は共有で耕作してみえます。

願い出の農地はミカン、タマネギ、キャベツなどが栽培されており、肥培管理は良好で、願出者それぞれ農業経営を行っていることを確認しております。

最後に受付番号 1-51 及び 1-52 の願い出の農地について、こちらの申請も共有で耕作してみえます。

西入町の 1 筆の農地はミカン、タマネギが栽培されていきました。西入町の 1 筆の農地はミカンが栽培されていきました。

いずれも肥培管理は良好で、願出者それぞれ農業経営を行っていることを確認しております。

以上 5 件、いずれも願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われまます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-53 について、2 番、成田委員、お願いいたします。

成田委員

受付番号 1-53 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、2 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-53 の願い出の農地には、小麦やかんきつ類、ニンニク、ハクサイ、ダイコンなどが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-54 及び 1-55 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

受付番号 1-54 及び 1-55 の 2 件の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、2 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

はじめに受付番号 1-54 の願出の農地について、タマネギ、ニンジン、ダイコンなどが栽培されており肥培管理は良好でした。

次に受付番号 1-55 の願出の農地について、ネギ、ダイコン、ミカン、カキなどが栽培されており肥培管理は良好でした。

以上 2 件、いずれも願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われま。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-28 及び 2-29 について、6 番、木村委員、お願いいたします。

木村（幸）
委員

受付番号 2-28 及び 2-29 について、2 月 4 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-28 の申請地はすべて畑で、ミカンが作付けされていました。

受付番号 2-29 の申請地はすべて畑で、ダイコン、ネギなど

が作付けされていまして。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 2-30 について、7 番、川本委員、お願いいたします。

川本委員 受付番号 2-30 について、2 月 4 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地はすべて畑で、1 筆は現在作止め中です。その他はワサビ菜が作付けされていまして。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 3-18 について、23 番、安井委員、お願いいたします。

安井（正）委員 受付番号 3-18 の農地につきましては、2 月 3 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-18 の中川区万場五丁目の 1 筆には、ダイコン、ハクサイ等がそれぞれ作付けされており、いずれも良好に管理されていまして。

以上、証明することにつき、問題はないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきました

が、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 11 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 11 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 12 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-2 及び 4-3 について、15 番、安井委員、お願いいたします。

安井（秀）
委員

受付番号 4-2 及び 4-3 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、2 月 5 日に調査した結果を報告します。

本件申請は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする相続人 2 名が、農地を持分 2 分の 1 ずつ共有する際、納税猶予の適用を希望する港区神宮寺一丁目の 1 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。

申請地は畑で、キャベツ、ダイコン、カリフラワー等が作付けされ、農地として良好に管理されていきました。

また、相続人 2 名は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら営農しており、今後も引き続き営農を行う見込みであることにつきましても確認しております。

以上、調査の結果、適格者として証明することに問題ないと

思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 12 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 12 号議案の案件は証明いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長 それでは、令和 8 年 1 月 6 日から令和 8 年 2 月 2 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 8 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 12 件

続いて、9 ページから 24 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 47 件

続いて、25 ページから 49 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 70 件

続いて、50 ページから 52 ページにかけまして、同じく、農

地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 8 件

続いて、53 ページから 55 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用賃借権設定に係るものが 9 件

続いて、56 ページから 58 ページにかけて、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 2 件

続いて、59 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

続いて、60 ページですが、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願が 2 件

続いて、61 ページですが、農地改良届が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

松原委員

少しわからないところがありますので、教えていただければありがたいと思います。

25 ページから 49 ページの、農地法 5 条の所有権移転届の件ですけれども、渡人から受人に譲渡ですわね、これ、する場合は法人と個人がありまして、個人が個人に、個人が法人に譲り渡す場合がだいたい 90 数件あるんですわ。これは別に問題はないと思いますけれども、法人が法人に、法人が個人にする場合で、特に法人が個人に譲渡する場合は 10 数件ありますけれども、そのうちの 10 件ほどが、なんて言うんですかね、個人住宅で、いわゆる建売住宅ですかね、ということがわかりますけれども、あとの残りの 3 件がこれはどういう経緯で所有権の移転があったのかちょっとわからないもんで教えていただきたいと思

います。

48 ページの 4-67、それから 49 ページ 4-70、4-71 とこの 3 つの点は、渡人がそれぞれ法人なわけですね。所有権移転ですから法人に登記がされとるかなと思いますね。で、転用が集団住宅ですから、法人が所有権を手に入れて、そして誰か受人が買って、建てるということですかね、これ転用で。となっとなりますけども、渡す前の法人がそれぞれ手に入れとるということで、判断でよろしいですかね。もし受人が相続してるならば、この第 5 条には規定にならないので、自分で家を建てるってことになってきますもんでね。この見とるとすべて集団住宅ですから、一種のアパートみたいなもんですけども、普通だとアパートだと自分の土地にアパートを建ててというのが、ひとつの基礎ですけども、最近は投資家が土地付きで建てて買うというスタイルがありますけども、これはその法人が買ってそして建てて、その買い主に売るという判断をしていいんでしょうか。ということでちょっとどういう経緯で法人が渡人となって受人が、特に 4-71 は大阪ですもんね。大阪のマナーがこっちに来とるかなあと思ひまして、もし詳細がわかれば教えていただきたいなと思います。以上です。

課長補佐

細かい詳細は、届出なのでたぶんおそらく港農政課長もそこまではわからないかと、一般論でこちらの案件を想定してお答えさせていただこうかと思ひます。

この 4-67、4-70、4-71、いずれも区画整理の施行中、事業中の土地であります。そうすると基本的には登記、区画整理中だと法務局、受付けていただけないかと思ひます。で、想定されるのが、区画整理で個人から不動産業者に 1 回土地が譲渡される。その時に普通ですと登記の地目も変えると思うんですけども、区画整理中だと、おそらく法務局受付けられないかと思ひます。で、地目が畑、田のまま、まず不動産業者に所有権が移ると。さらに不動産業者からおそらく建売住宅ですと、個人の方に権利を實際家ができると、お渡しするかと思うんです

けども、おそらく住宅業者から個人の方に移ったのがここの届出の部分になるのかなということで、おそらく区画整理の事業中の地目が田畑になっているところなので、こういう処理になっているのかということが想定されると思います。

議長（会長） いかがでしょうか。

松原委員 そういうことだと、一応は名義上はハウスメーカーというんですかね、アパートメーカーというのになって、所有者は、従前地の所有者というんですかね、これは別の人だということですね。受取人とは違う別の人ということになりますね、これは。

課長補佐 元々は、違う方だったのではないのかなと、あくまで個別の案件を私も見ているわけではないので、もしかしたら違う事情があるかもしれませんが、想定される事情としては今申したとおりかなと思います。

松原委員 そうするとハウスメーカーも、普通だと自分とこで買ってまでリスクと言うんでしょうかね、建てるということは普通はないもんですから、リスクを承知の上でこういう新しい事業形態をやって、この茶屋新田ですかね、してきたという。投資マネーですかね。という風にとらえられますけど、良いか悪いか別にしてね。

課長補佐 おそらく手続きの関係上、こうならざるを得ないというので、松原委員のおっしゃるリスクとかはたぶん、ハウスメーカーさんだったりだとかは、考えてやってらっしゃるのかなと思います。

松原委員 渡人と受人が結局別ということですね。土地所有者とは別という風ですわね、これは。そうするとここに入ってこないもんね。前のほうの転用、第5条には関係ないもんね。まあいいです、わかりました。すいません。

議長（会長）

よろしいですか。では他にございますか。

他にないようです。

続きまして、報告（2）「遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況」についてです。令和7年第11回農業委員会総会で認定した遊休農地に関して、「利用意向調査」の実施状況をそれぞれの地区農政課長から報告をいただきます。

それでは、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

東部・緑地区、買取申出をした番号1-2を除く、番号1-1から1-21について、令和7年11月28日付けで発送して行いました「利用意向調査」の結果を報告します。

1-1から1-21まで、回答については資料のとおり、「自ら耕作する」が17筆、「未回答」が3筆でした。

いずれの農地も、従前のまま不耕作で荒れた状態が続いています。今後も引き続き指導を行ってまいりたいと考えています。

報告は、以上でございます。

議長（会長）

次に、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山農政課長

番号2-1から2-36について、令和7年12月17日付けで発送した「利用意向調査」の結果を報告いたします。

36筆中13筆は、「農地中間管理事業を利用する」、2筆は、「自ら耕作する」、1筆は、「自ら権利の移転又は設定をする」、6筆は、「農業上の利用を行う意思がない」との回答があり、残る14筆は、「相続放棄地」の状態が継続しています。

農地の状況は昨年度とほぼ変わりありませんが、番号 2-12 につきましては、少しずつ再整備を進めている旨の回答もございました。改善状況を確認しつつ、引き続き指導を続けてまいります。以上です。

議長（会長）

次に、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

それでは中川農政課管内、受付番号 3-1 から 3-8 までの 8 筆について、結果をご報告します。

全 8 筆のうち 4 筆が、「自ら耕作する」との回答があり、1 筆が、生産緑地の買取申出がされているため、「農業上の利用を行う意思がない」との回答があり、3 筆が「未回答」となっております。

未回答になっている 3 筆につきましては、引き続き農地管理の意思確認をするとともに、他の筆ともあわせまして耕作状況を注視してまいります。

報告は、以上でございます。

議長（会長）

次に、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

遊休農地一覧の、11 ページ 4-1 から 17 ページ 4-32 までの 32 筆につきまして、令和 7 年 11 月 25 日付けで発送した「利用意向調査」の結果を報告いたします。

遊休農地 32 筆の内、回答があったのは 22 筆、未回答は 10 筆でした。回答があった 22 筆の内訳としましては、「農地中間管理事業を利用する」が 5 筆、「自ら権利の移転又は設定をする」が 5 筆、「自ら耕作する」が 12 筆でした。

状況といたしましては以上のとおりでございます。今後とも引き続き指導を継続してまいります。港農政からの報告は以上

でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

大変なことだと思いますが、根気がいることだと思えます。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。

課長補佐

その他、連絡事項は3点ございます。

まず、1点目ですが、来年度市長に提出する意見書につきまして、拡大運営委員会で作成した素案を本日の総会資料に同封させていただきました。修正追加等ご意見がある場合は、3月の現地調査日までに地区農政課までご提出いただくようお願いいたします。

次に、2点目ですが、すでに通知をさせていただいておりますとおり、2月分及び3月分の農業委員会活動記録につきましては、4月早々に愛知県に報告する必要がございますので、3月23日月曜日までに2月分・3月分をあわせて、地区農政課へ提出していただきますよう、お願いいたします。

最後に、3点目ですが、本日机上に配付しました案内図をご覧ください。来月3月23日月曜日開催の総会につきましては、年間予定ではこちら西庁舎の12A会議室で開催とご案内しておりましたが、開催場所が変更になりました。

変更後の場所につきましては、こちらの西庁舎から天津通をはさんで東側にある市役所本庁舎5階の正庁という会議室でございます。案内図に記載のとおり、市役所本庁舎1階の正面玄関の大きな正面階段の両脇にあるエレベーターで5階にあ

がり、エレベーターを降りてすぐの会議室でございます。3月総会の議案集発送の際にも再度ご案内させていただきますが、お間違えのないようお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和8年第2回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時36分）